改正後

（特定無線設備等）

第二条　法第三十八条の二の二第一項の特定無線設備は、次のとおりとする。

［一～五　略］

六　設備規則第四十九条の九第一号から第三号までにおいてその無線設備の条件が定められている構内無線局又は同規則第四十九条の三十四第二項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備（次号から第六号の三までに掲げるものを除く。）

［六の二　略］

六の二の二　設備規則第四十九条の九第一号においてその無線設備の条件が定められている構内無線局（同号ニただし書に該当するもののうち、同号ニに規定する総務大臣が別に告示する技術的条件に適合する送信時間制限装置を備え付けているものに限る。）に使用するための無線設備

［六の三～七十七　略］

［2　略］

別表第一号　技術基準適合証明のための審査（第六条及び第二十五条関係）

一　技術基準適合証明のための審査は、次に掲げるところにより行うものとする。

(1)・(2)　略

(3)　特性試験

申込設備について、次に従つて試験を行い、かつ、技術基準に適合するものであるかどうかについて審査を行う。

ア　次の表の一の欄に掲げる装置については、同表の二の欄に掲げる試験項目ごとにそれぞれ同表の三の欄に掲げる測定器等を使用して総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方法により同表の四の欄の特定無線設備の種別に従つて試験を行う。

一	二	三	四
装置	試験項目	測定器等	特定無線設備の種別
送信装置	周波数	周波数計又はスペクトル分析器	［略］
	占有周波数帯幅	擬似音声発生器又は擬似信号発生器 バンドメータ又はスペクトル分析器	［略］
［略］			第二条第一項第六号の二の二の無線設備
	○	○	第二条第一項第六号の二の二の無線設備
	○	○	

改正前

（特定無線設備等）

第二条　［同上］

［一～五　同上］

六　設備規則第四十九条の九においてその無線設備の条件が定められている構内無線局又は同規則第四十九条の三十四第二項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備（次号及び第六号の三に掲げるものを除く。）

［六の二　同上］

［新設］

［六の三～七十七　同上］

［2　同上］

別表第一号　［同上］

［一　同上］

(1)・(2)　同上

(3)　［同上］

ア　［同上］

一	二	三	四
装置	試験項目	測定器等	特定無線設備の種別
送信装置	周波数	周波数計又はスペクトル分析器	［同上］
	占有周波数帯幅	擬似音声発生器又は擬似信号発生器 バンドメータ又はスペクトル分析器	［同上］
［同上］			第二条第一項第六号の二の無線設備
	○	○	
	○	○	